

(用紙日本工業規格A4)

様式第9号

還納版 還納書	年	月	日	年	月	日
一 還納飾版1回受章	年	月	日	年	月	日
2回受章	"	"	"	"	"	"
3回受章	"	"	"	"	"	"
4回受章	"	"	"	"	"	"
5回受章	"	"	"	"	"	"
一 還納理由 平成 年 月 日 金飾版を授与されましたので、褒章条例第3条の規定により、還納します。						
受章者 現住所 氏名 印	平成 年 月 日					
内閣府賞勵局長 殿						

注 受章年月日は、褒章の記に記載されている年月日とすること。

## 7 消防表彰規程に基づく表彰について

(通知)

(昭和五十八年五月十一日 消防総第二百九十九号)

(沿革)

各都道府県消防主管部長あて 消防庁総務課長(署)

六二二号 一四年五月一日消防総第七四五号 平成六年八月八日第

一四年四月一五日第五七号改正

消防庁長官表彰（退職消防団員報償を除く。）の事務について

は、従来、「消防表彰規程に基づく定例表彰及び隨時表彰について

（通知）（昭和五十四年十月十六日付け消防総第五百五十五号

消防庁総務課長通知）並びに「安全功労者及び防災功労者の表彰

事務について（通知）（昭和五十二年六月六日付け消防総第三百

四十六号消防庁総務課長通知）により運用してきたところである

が、今回、消防表彰規程（昭和三十七年消防庁告示第一号）の一部を改正し、従前の安全功労者及び防災功労者表彰を同規程により一元的に運用することとした。これに伴い、上記二通知を廃止し、改正後の同規程（昭和五十八年消防庁告示第二号）に基づく表彰の事務処理要領を別紙のとおり定め、昭和五十八年四月一日から実施することとしたので通知する。

なお、この旨管下市町村長に通知のうえ、よろしく御指導願いたい。

別紙 消防表彰事務処理要領		第一 表彰の時期			第二 表彰の種類に応じた表彰の時期は、次のとおりとする。		
区分	表 彰 の 種 類	表 彰 の 時 期	表 彰 の 時 期	表 彰 の 時 期	表 彰 の 時 期	表 彰 の 時 期	表 彰 の 時 期
1 定例表彰	定 例 表 彰	功労章、永年勤続功労章、表彰旗及び竿頭綬を授与して行う表彰	国民安全の日に際し、表彰状を授与して行う表彰	防災の日に際し、表彰状を授与して行う表彰	特別功労章、顕功章、功績章、國際協力功労章、功労章（定例表彰において授与されるものを除く。）、顕彰状、表彰状（定例表彰において授与されるものを除く。）又は賞状を授与して行う表彰	毎年度 九月	毎年度 七月
2 選考基準その他選考にあたつての留意事項	隨 時 表 彰	該当事案発生の都度	該当事案発生の都度	該当事案発生の都度	該当事案発生の都度	該当事案発生の都度	該当事案発生の都度

- (1) 功労章を授与して行う表彰  
 ア 表彰の対象となる者は、消防吏員、消防団員又は消防教育職員として現に在職中の者であつて、次のいずれか

ア 表彰の対象となる者は、消防吏員、消防団員又は消防教育職員として現に在職中の者であつて、次のいずれか

第一 基本通達（消防表彰規程に基づく表彰について）

一一八

に該当する者とする。

381

号）に基づく階級による」と。

工 在職又は在職年数の算出方法は、次によること。

- (1) 在職又は在職年数は、当該年度の三月三十一日現在期間に副団長としての在職期間の二分の一の期間を加算した換算年数が十年以上となる者

(2) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(3) 消防団長の階級に五年以上在職し、かつ、二十年以上の消防通算歴を有する者

(4) 消防団長の階級に十年以上在職する者

(5) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(6) 消防団長の階級に五年以上在職し、かつ、その在職期間に副団長としての在職期間の二分の一の期間を加算した換算年数が十年以上となる者

(7) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(8) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(9) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(10) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(11) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(12) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(13) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(14) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(15) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(16) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(17) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(18) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(19) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(20) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(21) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(22) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(23) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(24) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(25) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(26) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(27) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(28) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(29) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(30) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(31) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(32) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(33) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(34) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(35) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(36) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(37) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(38) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(39) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(40) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(41) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(42) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(43) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(44) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(45) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(46) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(47) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(48) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

(49) 消防学校の教頭以上の職に十年以上在職する者

第二 基本通達（消防表彰規程に基づく表彰について）

379

- (1) 研究、教育、安全思想の普及等に功績がある場合に  
は、その研究、教育、安全思想の普及等の内容が特に  
優れ、他の模範となる者であること。

工 団体の選考にあたつては、次の事項に留意すること。

- (7) 原則として十年以上、団体活動を続いていること。

- (8) 団体構成員がおおむね百名以上であること。

- (9) 団体の事業予算については、当該団体が充分活動し  
効果が期待できる規模であること。

- (10) 事業活動（災害の鎮圧、警戒、予防、研究、訓練  
等）を組織的に計画し、継続的に実施していること。

- (11) 防災の日に際し表彰状を授与して行う表彰。

- ア 表彰の対象となるものは、原則として前年度以前に当  
該事業により都道府県知事の表彰を受けた個人及び団体  
であること。

イ (5)のイの(ア)、(イ)及び(ウ)のいずれかに該当するものは除  
くこと。

ウ 団体の選考にあたつての留意事項は、(5)のエの(ア)、(イ)  
及び(ウ)と同様であること。

表彰を受けているものであること。  
表 彰

2

隨時表彰

表彰の対象となるものは、当該事業について都道府県知事  
及び(ウ)と同様であること。

378

第三 具申数及び具申期限

具申数及び具申期限は、次表のとおりである。

表 彰 の 名 称	具 申 数	具 申 期 限
定 例 表 彰 功 劳 章 永 年 勤 続 功 劳 章 表 彰 章 表 竿 國 民 安 全 の 日 に 際 し 授 与 す る 表 彰 状 防 災 の 日 に 際 し 授 与 す る 表 彰 状	別途通知する。 1 消防機関 原則として 2 消防 機関 2 件以内	別途通知する。 毎年度 5月 1日から 5月 15日 (当日が休日の場合は翌日) 毎年度 7月 1日から 7月 15日 (当日が休日の場合は翌日)
隨 時 表 彰	—	該当事案発生後、原則として 30 日以内とする。ただし障害者賞 じゆつ金に係る事案については 症状固定後原則として 30日以内 とする。

第四 具申書類

具申書類は次表のとおりである。

書 類 名	様 式 番 号	提 出 部 数			備 考
		定 例 表 彰	隨 時 表 彰		
1 具申書等	様式第 1 号 の 1 ~ 3	1	2	2	1
2 功勞章具申者 名簿	様式第 2 号 の 1 ~ 3	1			電子メール送 信も併用
3 永年勤続功勞 章具申者名簿	様式第 3 号 の 1 ~ 3	1		2	電子メール送 信も併用
4 安全（防災） 功勞者表彰推薦 要旨書	様式第 4 号		2	2	
5 功績調書（個 人）	様式第 5 号	1	2	2	1
6 功績調書（機 関又は団体）	様式第 6 号	1	2	2	1
7 消防関係履歴 書	様式第 7 号	1		2	1

## 様式第1号—1

(用紙 日本工業規格A4)

第一 基本通達  
(消防表彰規程に基づく表彰について)

文書番号	
年月日	
消防庁長官 氏名 殿	
〇〇県知事 氏名 國	
平成 年度定例表彰について(具申)	
記	
1 功労章 別紙 功労章具申者名簿のとおり	
2 永年勤続功労章 別紙 永年勤続功労章具申者名簿のとおり	
3 表彰旗	機関名
4 竿頭綬 順位	機関名

8 一般履歴書	様式第8号	1	2	2	1	1	消防団員につき永年勤続功労章を具申する場合
9 刑罰等調書	様式第9号	1	2	2	1	1	部外の個人又は団体を具申する場合
10 戸籍抄本(個人のみ)		1	2	2	1	1	障害にかかる事案の場合
11 優良消防機関調査表	様式第10号	1			1	1	交通事故にかかる事案の場合
12 出動状況調書	様式第11号	1			1	1	火災以外の現場功勞の場合
13 団体規模調書	様式第12号		2	2	1	1	火災現場功勞の場合
14 死亡診断書					1	1	
15 診断書					1	1	
16 実況見分調書					1	1	
17 被害出動状況等調査書	様式第13号				1	1	
18 火災報告	様式第14号				1	1	
19 新聞、写真、現場見取図等参考資料		1	2	2	1	1	
20 記名文字(特殊文字)名簿	様式第15号	1					

第二 基本通達  
(消防表彰規程に基づく表彰について)